

業務及び財産の状況に関する説明書

【平成31年3月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて、公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

とちぎんTT証券株式会社

目 次

I. 当社の概況及び組織に関する事項	1
1. 商号.....	1
2. 登録年月日(登録番号).....	1
3. 沿革及び経営の組織.....	1
(1) 会社の沿革.....	1
(2) 経営の組織.....	1
4. 株式の保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数 及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合.....	2
5. 役員の氏名又は名称.....	2
6. 政令で定める使用人の氏名.....	3
7. 業務の種別.....	3
8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地.....	4
9. 他に行っている事業の種類.....	4
10. 苦情処理及び紛争解決の体制.....	5
11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称.....	5
12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号.....	5
13. 加入する投資者保護基金の名称.....	5
II. 業務の状況に関する事項	6
1. 当期の業務の概要.....	6
2. 業務の状況を示す指標.....	6
(1) 経営成績等の推移.....	6
(2) 有価証券の募集・売買等の状況.....	7
① 株券の売買高の推移.....	7
② 有価証券の募集・売出し及び私募の取扱い 並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況.....	7
(3) その他業務の状況.....	8
(4) 自己資本規制比率の状況.....	8
(5) 使用人の総数及び外務員の総数.....	8
III. 財産の状況に関する事項	9
1. 経理の状況.....	9
(1) 貸借対照表.....	9
(2) 損益計算書.....	10
(3) 株主資本等変動計算書.....	10
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額.....	11
3. 保有する有価証券(トレーディング商品を除く)の取得価額、時価及び評価損益.....	11
4. デリバティブ取引(トレーディング商品を除く)の契約価額、時価及び評価損益.....	12
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無.....	12

注記事項	13
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	13
	14
	15
2. 会計方針の変更	15
3. 貸借対照表に関する注記	16
4. 損益計算書に関する注記	16
	17
	18
	19
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	19
6. 税効果会計に関する注記	20
7. リースにより使用する固定資産に関する注記	20
8. 金融商品に関する注記	20
	21
9. 関連当事者との取引に関する注記	22
	23
10. 1株当たり情報に関する注記	23
IV. 管理の状況	24
1. 内部管理の状況の概要	24
2. 分別管理の状況	24
(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況	24
① 顧客分別金信託の状況	24
② 有価証券の分別管理等の状況	24
イ. 保護預り等有価証券	24
ロ. 受入保証金代用有価証券	25
ハ. 管理の状況	25
③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況	25
(2) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく区分管理の状況	26
① 商品顧客区分管理信託の状況	26
② 有価証券等の区分管理の状況	26
(3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況	26
① 法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理の状況	26
② 法第43条の3第2項の規定に基づく区分管理の状況	26
V. 連結子会社等の状況に関する事項	27
1. 企業集団の構成	27
2. 子会社等の商号又は名称、本店	
又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等	27

I. 当社の概況及び組織に関する事項

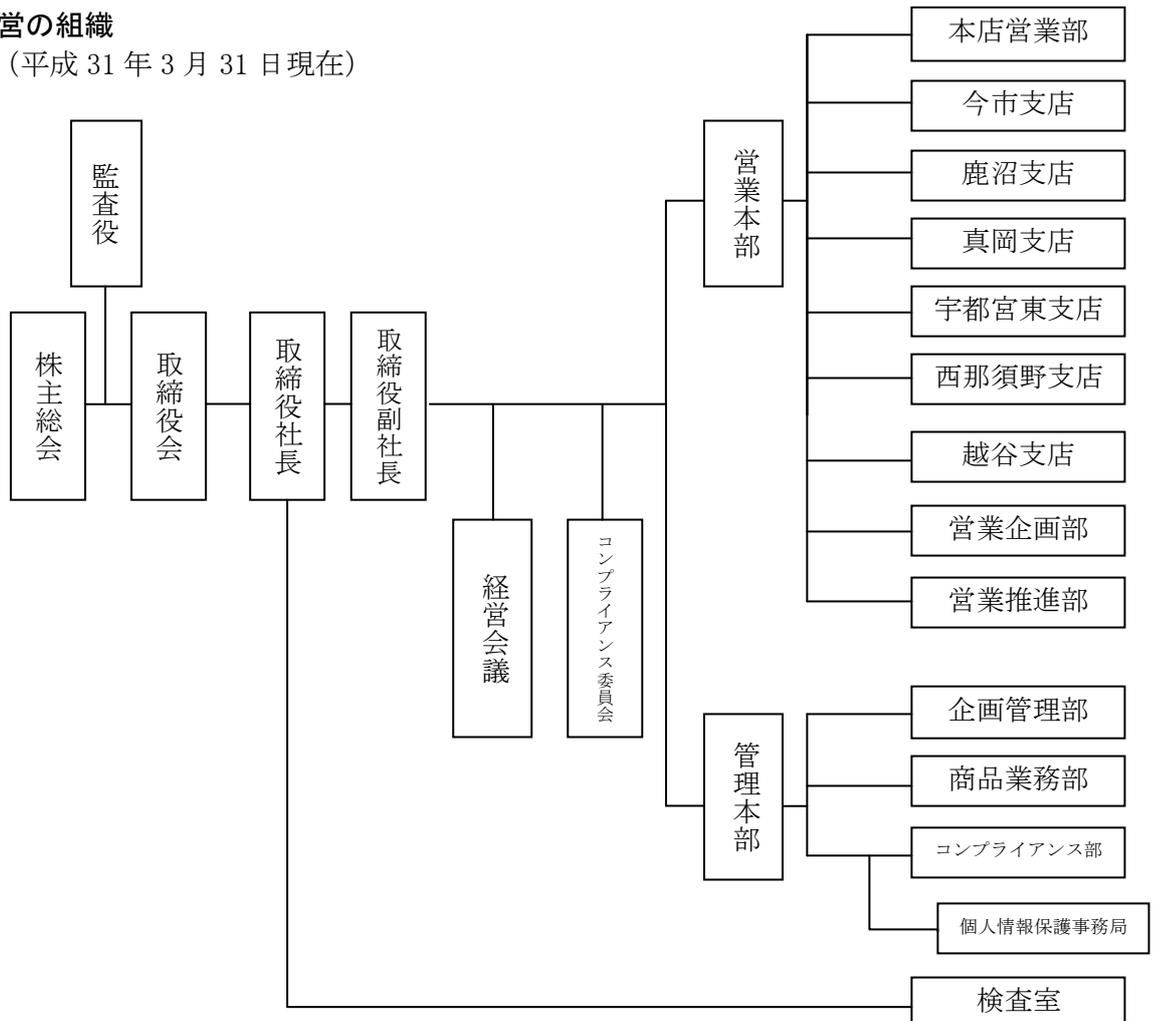
1. 商 号 とちぎんTT証券株式会社
2. 登録年月日 平成 19 年 9 月 30 日(登録番号)関東財務局長(金商)第 32 号
3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
昭和 20 年 2 月	設 立
昭和 23 年 8 月	証券取引法に基づき証券業の登録を受ける。
昭和 43 年 4 月	証券取引法の改正により証券業の免許を受ける。
平成 10 年 12 月	証券取引法の改正により証券業の登録を受ける。
平成 12 年 10 月	東海東京証券(株)の子会社となる。
平成 19 年 9 月	金融商品取引法に基づき金融商品取引業者の登録を受ける。
平成 21 年 4 月	東海東京証券(株)の持株会社制への移行に伴い東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)の子会社となる。
平成 29 年 4 月	株式会社栃木銀行の子会社となる。
平成 30 年 10 月	社名変更し宇都宮証券(株)からとちぎんTT証券(株)となる。

(2) 経営の組織

(平成 31 年 3 月 31 日現在)



*平成 30 年 10 月 1 日に埼玉県越谷市に越谷支店を開設しております。

4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

氏名又は名称	保有株式数	議決権割合
① 株式会社栃木銀行	株 1,721,040	% 60.00
② 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	1,147,360	40.00
計 2 名	2,868,400	100.00

5. 役員の氏名又は名称

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

役 職 名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	菊 地 正 敏	有	常 勤
代表取締役副社長	益 丸 謙 二	有	常 勤
取締役管理本部長 (内部管理統括責任者)	國 府 田 均	無	常 勤
取 締 役	大 串 美 和	無	非常勤
取 締 役	斉 藤 慶 久	無	非常勤
監 査 役	小 林 隆 雄	無	非常勤
監 査 役	竹 田 芳 明	無	非常勤

以上7名

*平成 30 年 6 月 29 日の定時株主総会の時をもって取締役全員(菊地正敏、益丸謙二、國府田均、猪俣佳史、石井昌弘)が辞任いたし、新たに取締役として菊地正敏(再任)、益丸謙二(再任)、國府田均(再任)、大串美和(新任)、石井昌弘(再任)の 5 氏が選任され就任いたしました。

*平成 30 年 6 月 29 日の定時株主総会の時をもって監査役一政芳晴氏が辞任いたし、新たに監査役として竹田芳明氏(新任)が選任され就任いたしました。

*平成 31 年 1 月 18 日の臨時株主総会(書面決議)の時をもって取締役石井昌弘氏が辞任いたし、新たに取締役として斉藤慶久氏(新任)が選任され就任いたしました。

*取締役益丸謙二氏は平成 31 年 3 月 31 日付けで辞任いたし、平成 31 年 4 月 1 日の臨時株主総会(書面決議)において新たに取締役として金子隆久氏(新任)が選任され就任いたしました。

*取締役斉藤慶久氏は会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

*監査役竹田芳明氏は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

(令和1年6月28日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	菊地正敏	有	常勤
代表取締役副社長	金子隆久	有	常勤
取締役管理本部長 (内部管理統括責任者)	國府田均	無	常勤
取締役	大串美和	無	非常勤
取締役	斉藤慶久	無	非常勤
監査役	栗原弘一	無	非常勤
監査役	竹田芳明	無	非常勤

以上7名

* 令和1年6月28日の定時株主総会の時をもって取締役全員(菊地正敏、金子隆久、國府田均、大串美和、斉藤慶久)が辞任いたし、新たに取締役として菊地正敏(再任)、金子隆久(再任)、國府田均(再任)、大串美和(再任)、斉藤慶久(再任)の5氏が選任され就任いたしました。

* 令和1年6月28日の定時株主総会の時をもって監査役小林隆雄氏が辞任いたし、新たに監査役として栗原弘一氏(新任)が選任され就任いたしました。

* 取締役斉藤慶久氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

* 監査役竹田芳明氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6. 政令で定める使用人の氏名(金商法施行令第15条の4・府令6条)

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

(平成31年3月31日現在)

氏名	役職名
土屋秀和	内部管理統括補助責任者 コンプライアンス部長

- (2) 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する者の氏名

該当事項はございません。

7. 業務の種別

金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務

- (1) 法第2条第8項第1号
有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- (2) 法第2条第8項第2号
有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (3) 法第2条第8項第3号
取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引に係る委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (4) 法第2条第8項第9号
有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (5) 法第2条第8項第16号、同第17号に掲げる行為(有価証券等管理業務)
上記行為に関して、お客さまから金銭又は証券若しくは証書の預託を受けること並びに社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	栃木県宇都宮市池上町4-4 〒320-0801 TEL028(614)5111
宇都宮東支店	栃木県宇都宮市東宿郷3-2-18 〒321-0953 TEL028(633)0411
今 市 支 店	栃木県日光市今市474 〒321-1261 TEL0288(21)1010
鹿 沼 支 店	栃木県鹿沼市久保町1, 864-9 〒322-0051 TEL0289(64)1131
真 岡 支 店	栃木県真岡市並木町4-5-10 〒321-4361 TEL0285(84)6511
西那須野支店	栃木県那須塩原市五軒町6-4 〒329-2753 TEL0287(28)5511
越 谷 支 店	埼玉県越谷市赤山本町10-15 〒343-0808 TEL048(971)9111

9. 他に行っている事業の種類

- (1) 法第35条第1項に定める業務
 - ・有価証券の貸借業務
 - ・信用取引に付随する金銭の貸付業務
 - ・保護預り有価証券担保貸付業務
 - ・有価証券に関する顧客の代理業務

- ・受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払いに係る代理業務
- ・投資証券等に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払いに係る代理業務
- ・累積投資契約の締結業務
- ・有価証券に関する情報の提供又は助言業務
- ・他の金融商品取引業者等の業務の代理

(2) 法第 35 条第 2 項に定める業務

- ・生命保険の募集及び損害保険代理業務

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC)との間で、特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置。

11. 加入する金融商品取引業協会 : 日本証券業協会

対象事業者となる認定投資者保護団体の名称 : なし

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号 : 非 会 員

13. 加入する投資者保護基金の名称 : 日本投資者保護基金

Ⅱ. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

当期におけるわが国経済は、台風や豪雨、地震などの自然災害により、消費の減少や輸出の減少を一時的に受けたものの、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和策を背景に個人消費や民間設備投資が持ち直すなど、緩やかな回復基調となりました。しかし、英国のEU離脱問題や米中貿易戦争等の問題の影響もあり、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中で当社は、平成30年10月に初の栃木県外支店である越谷支店を開店するとともに、社名を「とちぎんTT証券株式会社」に変更し、「預り資産純増強化、営業基盤強化、募集販売強化、生産性向上」を方針として、顧客ニーズに適した商品の提供、営業戦力の育成・強化、休眠顧客覚醒活動の継続、セミナーの開催等の営業活動を展開してまいりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
資本金 発行済株式総数	301 2,868千株	301 2,868千株	301 2,868千株
営業収益	1,060	1,325	1,180
(受入手数料)	894	921	700
うち委託手数料	433	485	319
うち募集・売出し・特定 投資家向け勧誘等の 取扱い手数料	308	257	194
うちその他の手数料	152	179	186
(トレーディング損益)	125	362	442
(株券等)	43	122	87
(債券等)	69	237	356
(その他)	13	2	△1
うちデリバティブ取引	-	-	-
純営業収益	1,030	1,294	1,153
経常利益	15	158	△26
当期純利益	26	130	△32

*平成29年3月に自己株式51,600株を消却処理しております。

(2) 有価証券の募集・売買等の状況

① 株券の売買高の推移

(単位:百万円)

	委 託	自 己	合 計
平成 29 年 3 月期	42,011	4,790	46,802
平成 30 年 3 月期	53,615	13,680	67,295
平成 31 年 3 月期	34,678	9,790	44,468

② 有価証券の募集・売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位:千株、百万円)

区 分		募集の 取扱高	売出しの 取扱高	私募の 取扱高	特定投資家向け売付け 勧誘等の取扱高	
平成 29 年 3 月 期	株 券	株数	12	10	-	-
		金額	10	22	-	-
	国債証券		202	-	-	-
	地方債証券		-	-	-	-
	特殊債券		-	-	-	-
	社 債 券		80	-	-	-
	受益証券		37,046	-	-	-
	そ の 他		-	-	-	-
合 計		37,338	22	-	-	
平成 30 年 3 月 期	株 券	株数	41	247	-	-
		金額	99	333	-	-
	国債証券		181	-	-	-
	地方債証券		-	-	-	-
	特殊債券		-	-	-	-
	社 債 券		10	-	-	-
	受益証券		39,855	-	-	-
	そ の 他		-	-	-	-
合 計		40,145	333	-	-	
平成 31 年 3 月 期	株 券	株数	67	270	-	-
		金額	124	418	-	-
	国債証券		102	-	-	-
	地方債証券		-	-	-	-
	特殊債券		-	-	-	-
	社 債 券		135	-	-	-
	受益証券		32,698	-	-	-
	そ の 他		-	-	-	-
合 計		33,060	418	-	-	

*「株券」の欄以外は、額面金額で記載してあります。

(3) その他業務の状況

①保護預り残高等

(単位:百万円)

	株 券		公社債	受益証券	預り資産残高
	千株				
平成 29 年 3 月期	65,333	55,379	6,595	25,514	89,573
平成 30 年 3 月期	47,549	60,175	10,186	24,188	96,796
平成 31 年 3 月期	45,213	55,852	17,485	22,156	97,241

* 預り資産残高=預り有価証券+預り金+受入保証金等+募集等受入金

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位:百万円)

	固定化されていない自己資本 (a)	市 場 リスク	取引先 リスク	基礎的 リスク	リスク 合 計 (b)	自己資本規制比率
						(a/b×100)
平成 29 年 3 月期	1,306	9	45	241	296	440.9%
平成 30 年 3 月期	1,390	3	51	255	310	447.2%
平成 31 年 3 月期	1,336	1	36	278	316	422.6%

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位:人)

	使 用 人					
	一般職員		歩 合 その他		合 計	
		うち外務員		うち外務員		うち外務員
平成 29 年 3 月期	71	71	6	6	77	77
平成 30 年 3 月期	86	86	9	8	95	94
平成 31 年 3 月期	95	95	8	7	103	102

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況 (1) 貸借対照表

(単位:百万円、単位未満切捨て)

科 目	30/3 期	31/3 期	科 目	30/3 期	31/3 期
現金・預金	992	793	トレーディング商品	-	-
預託金	2,600	2,250	信用取引負債	2,240	1,521
トレーディング商品	-	-	預り金	2,157	1,725
約定見返勘定	176	87	受入保証金	262	124
信用取引資産	2,240	1,521	短期借入金	-	-
立替金	-	0	前受収益	-	-
募集等払込金	-	-	未払金	5	9
短期差入保証金	330	250	未払費用	34	42
短期貸付金	-	-	未払法人税等	46	2
前払金	-	-	賞与引当金	41	39
前払費用	5	5	役員賞与引当金	9	-
未収入金	3	37	リース債務(流動)	-	-
未収収益	48	38	流動負債計	4,798	3,465
繰延税金資産	17	-	繰延税金負債	-	-
貸倒引当金	△1	△0	退職給付引当金	190	175
流動資産計	6,412	4,982	外務員身元保証金	-	-
			リース債務(固定)	-	-
			固定負債計	190	175
有形固定資産	364	383	金責準備金	6	5
(建物)	97	108	引当金計	6	5
(土地)	240	240	負債合計	4,994	3,646
(器具・備品)	25	33	株主資本	1,871	1,810
(リース資産)	-	-	資本金	301	301
無形固定資産	52	42	資本剰余金	40	40
投資その他の資産	36	49	利益剰余金	1,530	1,469
(投資有価証券)	20	20	(うち当期損益)	130	△32
(繰延税金資産)	-	12	自己株式	-	-
(貸倒引当金)	△0	△0	評価・換算差額等	-	-
固定資産計	453	474	純資産合計	1,871	1,810
繰延資産	-	-	負債・純資産合計	6,866	5,457
資産合計	6,866	5,457			

(2) 損益計算書

(単位:百万円、単位未満切捨て)

	30/3 期	31/3 期
営業収益	1,325	1,180
(受入手数料)	921	700
(トレーディング損益)	362	442
(金融収益)	40	37
金融費用	30	27
純営業収益	1,294	1,153
販売費・一般管理費	1,138	1,178
営業損益	156	△25
営業外損益	1	△1
経常損益	158	△26
特別損益	9	0
税引前当期純利益	167	△25
法人税等	46	1
法人税等調整額	△8	4
当期損益	130	△32

(3) 株主資本等変動計算書

① 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

(単位:百万円、単位未満切捨て)

	株主資本							評価・換算差額等	純資産合計		
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本計	その他有価証券評価差額
		資本準備金	利益準備金	任意積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計					
前期末残高	301	40	54	1,127	218	1,400	-	1,741	2	1,743	
当期中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
別途積立金積立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	-	130	130	-	130	-	130	
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株主資本以外の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	△2	△2	
当期中の変動額合計	-	-	-	-	130	130	-	130	△2	127	
当期末残高	301	40	54	1,127	348	1,530	-	1,871	-	1,871	

② 平成30年4月～平成31年3月

(単位:百万円、単位未満切捨て)

	株主資本							評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本計
		資本準備金	利益準備金	任意積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計				
前期末残高	301	40	54	1,127	348	1,530	-	1,871	-	1,871
当期中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
別途積立金積立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	△28	△28	-	△28	-	△28
当期純利益	-	-	-	-	△32	△32	-	△32	-	△32
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期中の変動額合計	-	-	-	-	△61	△61	-	△61	-	△61
当期末残高	301	40	54	1,127	287	1,469	-	1,810	-	1,810

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位:百万円、単位未満切捨て)

借入先の氏名又は名称	30/3期	31/3期	借入金の種類
東海東京証券(株)	2,212	1,496	信用取引借入金
合計	2,212	1,496	

*期末における運転資金等の銀行借入金はございません。

3. 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く)の取得価格、時価及び評価損益

(単位:百万円)

		取得価額	時価額	評価損益	評価方法
平成30年3月期	株 券	20	20	-	原価法
	債 券	-	-	-	
	受益証券	-	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	20	20	-	
平成31年3月期	株 券	20	20	-	原価法
	債 券	-	-	-	
	受益証券	-	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	20	20	-	

注) トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く）
の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はございません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

無

注記事項

財務諸表の作成方法について

当社の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は「会計計算規則」（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 13 号）並びに同規則第 118 条第 1 項に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

第 78 期（平成 30 年 3 月期）	第 79 期（平成 31 年 3 月期）
<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法</p> <p>① トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法</p> <p>トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）については、時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>② トレーディング商品に属さない有価証券、その他の商品の評価基準及び評価方法</p> <p>トレーディング関連以外の有価証券等については以下の評価基準及び評価方法を採用しております。</p> <p>(ア) 満期保有目的債券</p> <p>償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>(イ) 子会社及び関連会社株式</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(ウ) その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの <p>時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のないもの <p>移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法</p> <p>① トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法</p> <p>トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）については、時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>② トレーディング商品に属さない有価証券、その他の商品の評価基準及び評価方法</p> <p>トレーディング関連以外の有価証券等については以下の評価基準及び評価方法を採用しております。</p> <p>(ア) 満期保有目的債券</p> <p>償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>(イ) 子会社及び関連会社株式</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(ウ) その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの <p>時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のないもの <p>移動平均法による原価法によっております。</p>

<p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法、平成 24 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産においては定額法の償却率を 2 倍した 200%定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する基準によっております。</p> <p>② 無形固定資産及び長期前払費用等（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する基準によっております。</p>	<p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法、平成 24 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産においては定額法の償却率を 2 倍した 200%定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する基準によっております。</p> <p>② 無形固定資産及び長期前払費用等（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する基準によっております。</p>
<p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については税法経過措置最終年度(平成 15 年 3 月末)の基準により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に判定した必要額を貸倒引当金に計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに充てるため、当社所定の計算方法により算出した額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに充てるため、当期に負担すべき支給見込み額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職に伴う退職金の支払いに充てるため、自己都合による期末要支給額を計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 該当事項はございません。</p>	<p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については税法経過措置最終年度(平成 15 年 3 月末)の基準により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に判定した必要額を貸倒引当金に計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに充てるため、当社所定の計算方法により算出した額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに充てるため、当期に負担すべき支給見込み額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職に伴う退職金の支払いに充てるため、自己都合による期末要支給額を計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 該当事項はございません。</p>
<p>(4) 繰延資産</p> <p>該当事項はございません。</p>	<p>(4) 繰延資産</p> <p>『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準 28 号 平成 30 年 2 月 16 日)等を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。</p>

<p>(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>(6) リース取引の処理方法 ①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 ②所有権移転外のファイナンス・リース取引に係る資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引並びにリース総額が 300 万円以下のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(6) リース取引の処理方法 ①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 ②所有権移転外のファイナンス・リース取引に係る資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引並びにリース総額が 300 万円以下のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
<p>(7) 特別法上の準備金の計上基準 金融商品取引責任準備金 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備える為、【金融商品取引法】第 46 条の 5 の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 175 条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(7) 特別法上の準備金の計上基準 金融商品取引責任準備金 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備える為、【金融商品取引法】第 46 条の 5 の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 175 条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
<p>(8) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き処理の方法によっております。</p>	<p>(8) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き処理の方法によっております。</p>

2. 会計方針の変更

第 78 期（平成 30 年 3 月期）	第 79 期（平成 31 年 3 月期）
該当事項はございません。	該当事項はございません。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供されている有価証券その他の資産及び担保として預託を受けている有価証券その他の資産の時価

① 担保されている債務 (単位：千円)

78期 (平成30年3月期)	第79期 (平成31年3月期)
金融機関借入金 -	金融機関借入金 -
信用取引借入金 2,212,413	信用取引借入金 1,496,354

② 有価証券等を差入れた場合等の時価額 (単位：千円)

第78期 (平成30年3月期)	第79期 (平成31年3月期)
信用取引貸証券 26,876	信用取引貸証券 26,281
信用取引借入金の本担保証券 2,032,156	信用取引借入金の本担保証券 1,380,439
差入保証金代用有価証券 1,062,958	差入保証金代用有価証券 747,146

③ 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額 (単位：千円)

第78期 (平成30年3月期)	第79期 (平成31年3月期)
信用取引貸付金の本担保証券 2,032,156	信用取引貸付金の本担保証券 1,380,439
信用取引借証券 26,876	信用取引借証券 26,281
受入保証金代用有価証券 2,723,028	受入保証金代用有価証券 1,791,344

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 受入手数料の内訳 (単位：千円)

区 分	第78期 (平成30年3月期)	第79期 (平成31年3月期)
	金 額	金 額
委託手数料	485,249	319,014
(株 券)	467,190	305,597
[うち 先 物]	-	-
(債 券)	-	-
[うち 先 物]	-	-
[うち 新株予約権付社債]	-	-
(受 益 証 券)	18,059	13,417
(そ の 他)	-	-
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	-	-
(株 券)	-	-
(債 券)	-	-
[うち 国 債]	-	-
[うち 普通社債]	-	-

[うち 新株予約権付社債]	-	-
[うち 外 国 債]	-	-
(受 益 証 券)	-	-
(そ の 他)	-	-
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	257,302	194,596
(株 券)	4,325	7,311
(債 券)	402	1,201
(受 益 証 券)	252,574	186,083
(そ の 他)	-	-
その他の受入手数料	179,204	186,809
(株 券)	4,001	3,669
(債 券)	54,711	71,797
(受 益 証 券)	120,278	111,141
(そ の 他)	212	200
受 入 手 数 料 計	921,756	700,420
(株 券)	475,517	316,578
(債 券)	55,113	72,998
(受 益 証 券)	390,912	310,642
(そ の 他)	212	200

(2) トレーディング損益の内訳 (単位：千円)

区 分	第78期(平成30年3月期)	第79期(平成31年3月期)
株券等トレーディング損益	122,585	87,574
(商品有価証券等)	122,585	87,574
(デリバティブ取引)	-	-
債券等トレーディング損益	237,879	356,727
(商品有価証券等)	237,879	356,727
(デリバティブ取引)	-	-
その他のトレーディング損益	2,499	△1,677
トレーディング損益計	362,964	442,624

(3) 金融収益及び金融費用の内訳 (単位：千円)

金 融 収 益	第78期(平成30年3月期)	第79期(平成31年3月期)
信用取引収益	40,373	37,427
現先取引収益	-	-
有価証券貸借取引収益	-	-
受取配当金	-	-
受取債券利子	-	-

収益分配金	-	-
受取利息	559	437
その他の金融収益	-	-
合 計	40,933	37,865
金 融 費 用	第78期（平成30年3月期）	第79期（平成31年3月期）
信用取引費用	30,658	27,894
現先取引費用	-	-
有価証券貸借取引費用	-	-
支払債券利子	-	-
支払利息	4	-
その他の金融費用	-	-
合 計	30,663	27,894

(4) 販売費・一般管理費の内訳

(単位：千円)

区 分	第78期（平成30年3月期）	第79期（平成31年3月期）
	金 額	金 額
取引関係費	247,348	281,777
(支払手数料)	127,829	149,656
(取引所・協会費)	3,021	3,193
(通信・運送費)	84,584	95,454
(広告宣伝費)	25,208	25,178
(旅費・交通費)	1,746	3,769
(交 際 費)	4,958	4,526
人件費	628,589	632,054
(役員報酬)	37,080	37,080
(従業員給料)	450,172	464,283
(歩合外務員報酬)	-	-
(その他の報酬・給料)	4,417	5,210
(退 職 金)	1,123	300
(福利厚生費)	72,897	70,798
(賞与引当金繰入)	50,970	39,100
(退職給付費用)	11,929	15,281
不動産関係費	90,270	98,714
(不動産費)	48,769	52,224
(器具・備品費)	41,500	46,490
事務費	97,206	95,459
(事務委託費)	89,010	87,571
(事務用品費)	8,195	7,887

減価償却費	34,063	32,840
租税公課	13,794	11,021
貸倒引当金繰入	-	-
その他	27,158	26,453
(図書費)	4,283	4,358
(水道・光熱費)	7,811	8,089
合 計	1,138,431	1,178,320

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

第 78 期（平成 30 年 3 月期）		第 79 期（平成 31 年 3 月期）	
普通株式	2,868,400 株	普通株式	2,868,400 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

第 78 期（平成 30 年 3 月期）	第 79 期（平成 31 年 3 月期）
<p>基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 当社の平成 30 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において、普通株式に関する事項として以下の議案を付議いたします。</p> <p>* 配当金の総額 28,684,000 円 * 配当の原資 利益剰余金 * 1 株あたりの配当額 10.00 円 * 基準日 平成 30 年 3 月 31 日 * 効力発生日 平成 30 年 6 月 29 日</p>	<p>基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 当社の令和元年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、付議する議案はございません。</p>

6. 税効果会計に関する注記

第 78 期（平成 30 年 3 月期）	第 79 期（平成 31 年 3 月期）
<p>(1) 繰延税金資産の発生の主な原因は、従業員に係る賞与引当金、事業税の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <p>賞与引当金繰入額 12,701千円</p> <p>同 法定福利費 1,459千円</p> <p>同 役員賞与法定福利費 181千円</p> <p>未払事業税 3,331千円</p> <p><u>繰延税金資産合計 17,674千円</u></p>	<p>(1) 繰延税金資産の発生の主な原因は、従業員に係る賞与引当金、事業税の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。</p> <p>繰延税金資産（固定）</p> <p>賞与引当金繰入額 11,909千円</p> <p>同 法定福利費 1,090千円</p> <p>同 役員賞与法定福利費 一千円</p> <p>未払事業税 Δ288千円</p> <p><u>繰延税金資産合計 12,711千円</u></p>

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

第 78 期（平成 30 年 3 月期）	第 79 期（平成 31 年 3 月期）
該当事項はございません。	該当事項はございません。

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、金融商品取引法第2条第8項第1号（有価証券の売買等）、同第2号（有価証券の売買等の媒介、取次ぎ又は代理）、同第3号（取引所金融商品市場における有価証券等の媒介、取次ぎ又は代理）、同第9号（有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い）、同第16号（金銭又は証券若しくは証書の預託）、同第17号（社債等の振替）並びに同第35条第1項（付随業務）及び同条第2項に定める行為又は業務を営んでおり、これらに係る市場リスク、取引先リスク、システムリスク、流動性リスク等は「リスク管理規程」に基づき管理しております。

なお、トレーディング業務につきましては、利付国債の売買、外貨建の外国債券及び外国株式の店頭売買並びにそれらに係る為替の取扱い等が主体であり、自己が主体である商品有価証券等の売買業務は原則として実施しておりません。

1. 金融商品の時価等に関する事項

第78期(平成30年3月期)

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
資産	(1)現金及び預金	992,098	992,098	-
	(2)営業貸付金	2,212,413	2,212,413	-
	信用取引貸付金	2,212,413	2,212,413	-
	(3)有価証券及び投資有価証券	-	-	-
	売買目的有価証券	-	-	-
	投資有価証券	-	-	-
負債	(4)短期借入金	2,212,413	2,212,413	-
	金融機関借入金	-	-	-
	信用取引借入金	2,212,413	2,212,413	-

- ① 現金及び預金の評価：邦貨については帳簿価格、外貨については直物為替相場より、貸借対照表計上額としております。
- ② 信用取引貸付金及び信用取引借入金については、制度信用取引を採用しており最長6ヶ月以内に決済されるため、当該帳簿価格によっております。
- ③ 非上場株式(貸借対照表計上額20,000千円)については市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

第79期(平成31年3月期)

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
資産	(1)現金及び預金	793,873	793,873	-
	(2)営業貸付金	1,496,354	1,496,354	-
	信用取引貸付金	1,496,354	1,496,354	-
	(3)有価証券及び投資有価証券	-	-	-
	売買目的有価証券	-	-	-
	投資有価証券	-	-	-
負債	(4)短期借入金	1,496,354	1,496,354	-
	金融機関借入金	-	-	-
	信用取引借入金	1,496,354	1,496,354	-

- ① 現金及び預金の評価：邦貨については帳簿価格、外貨については直物為替相場より、貸借対照表計上額としております。
- ② 信用取引貸付金及び信用取引借入金については、制度信用取引を採用しており最長6ヶ月以内に決済されるため、当該帳簿価格によっております。
- ③ 非上場株式(貸借対照表計上額20,000千円)については市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

第78期(平成30年3月期)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容及び金額	期末残高
親会社	㈱栃木銀行	被所有 直接 60.00%	資本 役員等の 人的援助	顧客の紹介手数料 58百万円 出向者の人件費 45百万円 営業費用 7百万円	未払費用 7百万円
その他 関係会社	東海東京フィナンシャル・ホールディングス㈱	被所有 直接 40.00%	資本 役員等の 人的援助	出向者の人件費 73百万円	なし
その他 関係会社 の子会社	東海東京証券㈱	なし	商品の取次	株式の売買 53,582百万円 外株の売買 6,834百万円 外債の売買 8,893百万円 営業収益 54百万円 金融収益 12百万円 営業費用 48百万円 金融費用 27百万円	未払費用 9百万円 未収収益 1百万円
同	東海東京ビジネスサービス㈱	なし	事務委託 契約の締結	ソフトウェア 46百万円 営業費用 138百万円	未払費用 9百万円

注) 当社は金融商品取引所非会員のため、顧客からの株式委託注文については東海東京証券㈱を経て当該取引所へ発注しております。

注) 顧客の紹介手数料については、契約により支払額を決定しております。

第79期(平成31年3月期)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容及び金額	期末残高
親会社	㈱栃木銀行	被所有 直接 60.00%	資本 役員等の 人的援助	顧客の紹介手数料 97百万円 出向者の人件費 69百万円 営業費用 10百万円	未払費用 18百万円
その他 関係会社	東海東京フィナンシャル・ホールディングス㈱	被所有 直接 40.00%	資本 役員等の 人的援助	出向者の人件費 105百万円	なし
その他 関係会社 の子会社	東海東京証券㈱	なし	商品の取次	株式の売買 34,322百万円 外株の売買 4,892百万円 外債の売買 10,772百万円 営業収益 81百万円 金融収益 11百万円 営業費用 58百万円 金融費用 26百万円	未払費用 7百万円 未収収益 1百万円
同	東海東京ビジネスサービス㈱	なし	事務委託 契約の締結	ソフトウェア 11百万円 営業費用 150百万円	未払費用 10百万円

注) 当社は金融商品取引所非会員のため、顧客からの株式委託注文については東海東京証券㈱を経て当該取引所へ発注しております。

注) 顧客の紹介手数料については、契約により支払額を決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

第 78 期 (30 年 3 月期)		第 79 期 (31 年 3 月期)	
1 株あたりの純資産	652 円 41 銭	1 株あたりの純資産	631 円 14 銭
1 株当たり当期純利益の金額	<u>45 円 40 銭</u>	1 株当たり当期純利益の金額	<u>△11 円 27 銭</u>

IV. 管 理 の 状 況

1. 内部管理の状況の概要

お客様が当社でお取引いただくにあたってのお取引口座開設から注文並びに執行、清算そして有価証券の保護預り等にいたるまで、専任のスタッフを配置して、適正かつ迅速な処理を心がけております。

また、法令・諸規則を遵守した営業と事故の未然防止を図るため、全営業部店に内部管理責任者及び営業責任者を配置し、本社においては、コンプライアンス部並びに検査室が日常的にチェックを行っており、お客様からのお問い合わせに対しても即応できる体制を整えております。

なお、お客様からお預りしております金銭・有価証券につきましては、当社の財産と区分し、法令の定めるところにより分別管理を実施しております。

2. 分別管理の状況

(1) 金融商品取引法第 43 条の 2 の規定に基づく分別管理の状況

①顧客分別金信託の状況

項 目	平成 30 年 3 月 31 日 現在の金額	平成 31 年 3 月 31 日 現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	2,155 百万円	1,895 百万円
顧客分別金信託額	2,600 百万円	2,250 百万円
期末現在の顧客分別金必要額	2,145 百万円	1,722 百万円

②有価証券の分別管理等の状況

イ. 保護預り等有価証券

有価証券の種類			平成 30 年 3 月 31 日現在		平成 31 年 3 月 31 日現在	
			国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株 券	株 数	千 株	45,008	357	42,698	446
債 券	額面金額	百万円	2,260	7,473	3,942	13,009
受益証券	口 数	百万口	38,824	506	33,932	486
その他	額面金額		-	-	-	-

ロ. 受入保証金代用有価証券

有価証券の種類			平成 30 年 3 月 31 日現在	平成 31 年 3 月 31 日現在
			数 量	数 量
株 券	株 数	千 株	1,561	1,358
債 券	額面金額	百万円	-	-
受益証券	口 数	百万口	328	47
その他	額面金額		-	-

*受入保証金代用有価証券のうち、母店証券会社への再担保差入額は控除してあります。

ハ. 管理の状況

金融商品取引法第 43 条の2又は 43 条の3の規定に基づいて分別管理しております。

- ・保護預り有価証券・・・自己の有価証券と区分して、当社金庫又は(株)証券保管振替機構等において確実にかつ整然と管理しております。
- ・代用有価証券・・・・・・自己の有価証券と区分して、(株)証券保管振替機構又は取引証券会社において確実にかつ整然と管理しております。
- ・金 銭・・・・・・自己の固有財産と分別して信託銀行に「顧客分別金信託」として信託しております。

③対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当事項はございません。

(2) 金融商品取引法第 43 条の 2 の 2 の規定に基づく区分管理の状況

①商品顧客区分管理信託の状況

該当事項はございません。

②有価証券等の区分管理の状況

該当事項はございません。

(3) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

①法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はございません。

②法第 43 条の 3 第 2 項の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はございません。

「分別管理」とは、証券会社がお客様からお預りした有価証券・金銭を、万が一経営が破綻した場合でも、確実にお客様に返還できるよう管理・保管することです。

平成 10 年 12 月に施行された改正証券取引法によって、平成 11 年 4 月から全ての証券会社に分別保管が義務付けられました。

当社では従来より、お客様からお預りした有価証券については自社の固有財産と分別して、お客様名義での管理・保管を行ってまいりました。

また、証券会社の破綻の際に一般債権として取り扱われる可能性の高い預り金、証拠金、保証金等の金銭についても、平成 11 年 1 月から「顧客分別金信託」として信託銀行に信託しており、お客様がより一層安心してお取引引きいただける分別保管体制を整えております。

さらに、平成 15 年 3 月期から顧客資産の分別保管の適正な実施を確保するため、定期的な外部監査法人等による監査が義務づけられ、年 1 回以上監査法人のチェックを受けることとなりました。

これらは、平成 19 年 9 月に施行されました金融商品取引法においても「分別管理」として引き継がれております。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

1. 企業集団の構成

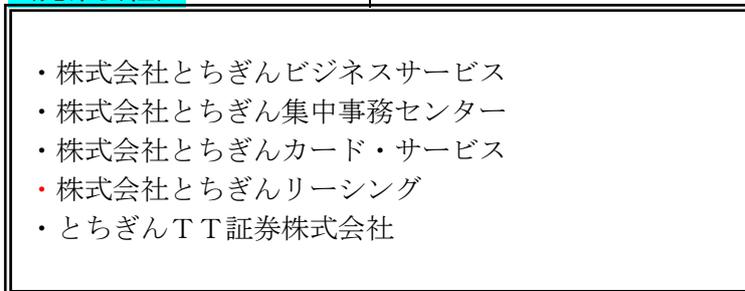
子会社等の該当事項はありませんが、当社が属する企業集団は以下のとおりとなっております。

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(親会社)



(兄弟会社)



*株式会社栃木銀行と非連結の子会社3社は上記事業系統図に含めておりません。

当社は、地元栃木に根をおろし、お客様に信頼され、地域社会の発展に貢献できる証券会社を目指しております。

2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当事項はございません。